

ビタミン M No.125

～ 1枚5分で1ヶ月の経営に効く ～ (2022年8月号)

<今月のトピックス>

- ・大企業、男女の賃金差異の情報公表義務化
- ・副業・兼業労働者の割増賃金、どちらが支払う？

ビタミンMの“M”とは、“Management”を指し、“お客様の経営に効く”“お客様に活力を与える”存在でありたいとの願いが込められています

大企業、男女の賃金差異の情報公表義務化

2022年7月8日、女性活躍推進法の省令・告示が改正・施行されました。今回の改正で、女性の活躍に関する情報公表項目として「**男女の賃金の差異**」が追加され、常用労働者**301人以上**の大企業に対し、情報公表が**義務化**されました。

●公表の時期

2022年7月8日以降、最初に終了する事業年度の実績を、その**次の事業年度開始後**おおむね**3か月以内**に公表

【例：事業年度が4月～3月の場合】 2022年4月～2023年3月の実績を、2023年6月末までに公表

●公表の項目

常用労働者が**301人以上**の事業主は以下項目の情報を公表しなければなりません。

【必須】	【選択】 以下の中から1項目	【選択】 以下の中から1項目
男女の賃金の差異 (新設)	<ul style="list-style-type: none"> ①採用した労働者に占める女性労働者の割合 ②男女別の採用における競争倍率 ③労働者に占める女性労働者の割合 ④係長級にある者に占める女性労働者の割合 ⑤管理職に占める女性労働者の割合 ⑥役員に占める女性の割合 ⑦男女別の職種または雇用形態の転換実績 ⑧男女別の再雇用または中途採用の実績 	<ul style="list-style-type: none"> ①男女の平均継続勤務年数の差異 ②10事業年度前およびその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合 ③男女別の育児休業取得率 ④労働者の一月当たりの平均残業時間 ⑤雇用管理区分ごとの労働者の一月当たりの平均残業時間 ⑥有給休暇取得率 ⑦雇用管理区分ごとの有休休暇取得率

※常用労働者**101人以上300人以下**の事業主は、男女賃金差異を含む上記16項目から、**任意の1項目**以上の情報公表が必要

副業・兼業労働者の割増賃金、どちらが支払う？

従業員から副業したいと申出がありました。副業した場合の割増賃金は、当社か副業の勤務先か、どちらが支払うのでしょうか。



①

労働基準法では、1日8時間、1週40時間を法定労働時間と定めており、それを超える労働には割増賃金を支払う必要があります。

副業・兼業の場合、まず**労働契約の締結の前後の順に所定労働時間を通算**し、次に**所定外労働の発生順に所定外労働時間を通算**します。

【例1：所定外労働なし】

A事業場：先に契約、所定8時間(所定外なし)

B事業場：後に契約、所定2時間(所定外なし)

⇒A+Bの順に通算

Aだけで1日の法定労働時間(8時間)に達するので、Bでの労働2時間は法定時間外労働となり、Bはその2時間について割増賃金を支払う必要があります。



②

通算にも順番があるんですね。では、所定労働時間が4時間のパート社員が1時間残業した場合はどうなりますか。



③

【例2：所定短い・所定外労働あり】

A事業場：先に契約、所定4時間(所定外1時間)

B事業場：後に契約、所定4時間(所定外なし)

⇒A所定+B所定+A所定外の順に通算

AとBでの所定労働時間で1日の法定労働時間(8時間)に達するので、Aでの1時間の所定外労働は法定時間外労働となり、Aはその1時間について割増賃金を支払う必要があります。



④

副業・兼業を許容しているかなど、情報を公表する必要があると聞きましたが、どのように公表したらいいのでしょうか。



⑤

副業・兼業を許容しているか否か、また条件付許容の場合はその条件について、自社ホームページ等において公表することが望まれます。また、副業・兼業が許容される条件等に変更があった場合には、速やかに自社ホームページ等で情報が更新されることが望まれます。なお、ホームページ以外の公表方法としては、例えばホームページ以外では、会社案内(冊子)や採用パンフレットが考えられます。



⑥

ビタミンMの内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心掛けておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が不正確であったこと及び誤植があったことによる生じたいかなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いません。また、ビタミンMの内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時点での内容を官公庁等にご確認ください。

「ビタミンM」はメールでの配信も可能です。「kcr@nkgr.co.jp」に<事業所名・お名前・メール配信希望>をご記入の上、メールをお送りください。毎月、労務に関する最新情報をお届けいたします。

お気軽に
ご質問・ご相談ください



社会保険労務士法人 日本経営(日本経営グループ)
〒561-0872
大阪府豊中市寺内2-4-1緑地駅ビル4階
発行責任者:社会保険労務士 岩田 健
執筆担当者:岩城 恵美

TEL:06-6868-1193
FAX:06-6862-4662
Mail:kcr@nkgr.co.jp



←Q&A事例集はこちら

作成日:2022.7.17



イラスト協力:WANPUG